

砂 川 市 規 則 第 9 号
令和 7年 月 日

砂川市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

署 名

砂川市長

(別 紙)

砂 川 市 規 則 第 9 号
令和 7年 4月 1日

砂川市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市下水道条例施行規則（昭和60年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）に基づき同協会」を「公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）が定める下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）に基づき協会」に改め、同条に次の1号を加える。

- （3） 排水処理システムのうち、直接投入型ディスポーザーにあつては、協会が制定するその規格に基づき協会の製品認証を受けたものであり、かつ、北海道内に支店又は営業所若しくは事業所を有する者が取り扱う製品であること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。